

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園業務方法書

平成 15 年 10 月 1 日 規程第 2 号
(平成 15 年 10 月 1 日 厚生労働大臣認可)
改正 平成 18 年 4 月 1 日 規程第 64 号
(平成 18 年 8 月 25 日 厚生労働大臣認可)
平成 18 年 10 月 1 日 規程第 69 号
(平成 18 年 8 月 25 日 厚生労働大臣認可)
平成 20 年 3 月 31 日 規程第 99 号
(平成 20 年 3 月 31 日 厚生労働大臣認可)
平成 24 年 7 月 31 日 規程第 184 号
(平成 24 年 7 月 31 日 厚生労働大臣認可)
平成 25 年 4 月 1 日 規程第 192 号
(平成 25 年 3 月 14 日 厚生労働大臣認可)
平成 26 年 月 日 規程第 号
(平成 26 年 月 日 厚生労働大臣認可)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 28 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）の業務の方法について、基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務の執行)

第 2 条 のぞみの園の業務は、通則法、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号。以下「個別法」という。）その他の関係法令によるほか、この業務方法書の定めるところにより行う。

(業務運営の基本方針)

第3条 のぞみの園は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図るものとする。

2 のぞみの園は、厚生労働大臣の認可を受けた中期計画（当該計画を変更した場合にあっては、変更の認可を受けた中期計画）によるほか、通則法、個別法その他の関係法令の定めるところにより、業務の適正かつ効率的運営を期するとともに、その透明性の確保に努めるものとする。

第2章 業務の方法

(業務の種類)

第4条 のぞみの園は、個別法第11条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設（以下「施設」という。）の設置及び運営並びにその附帯業務
- (2) 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供並びにその附帯業務
- (3) 障害者支援施設（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）において知的障害者の支援の業務に従事する者に関する養成及び研修並びにその附帯業務
- (4) 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じた援助及び助言並びにその附帯業務

(施設の設置及び運営の方針)

第5条 のぞみの園は、前条に定める施設の設置及び運営に当たっては、利用する者の人権を尊重するとともに、適切な支援が提供されるよう配慮しなければならない。

(施設の利用対象者)

第6条 施設の利用の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただ

し、理事長が別に定める者は利用の対象しないことができる。

- (1) 障害者自立支援法第19条第1項及び第22条第8項の規定に基づき、市町村から介護給付費等を支給する旨の決定及び障害福祉サービス受給者証の交付を受け、理事長が別に定める方法により利用の申込みを行った者
- (2) 児童福祉法第21条の5の5第1項及び第21条の5の7第9項の規定に基づき、市町村から障害児通所給付費等を支給する旨の決定及び通所受給者証の交付を受け、理事長が別に定める方法により利用の申込みを行った者
- (3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「知障法」という。）第16条第1項第2号の規定に基づき、市町村から更生援護の委託があった者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第63条の5の規定に基づく15歳以上の重度の者を含む。）
- (4) 知障法第15条の4の規定に基づき、市町村から障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスの提供を委託された者
- (5) 第10条の規定に基づき、地方公共団体等から受託した地域生活支援事業の対象者

（定 員）

第7条 施設の定員は、別に理事長が定める。

（業務の自律性を図る取組）

第8条 のぞみの園は、業務の実施計画を策定するとともに、業務を計画的かつ的確に遂行するため、内部統制・ガバナンス強化を図るための取組を徹底して行うものとする。

（業務運営の向上）

第9条 のぞみの園の業務運営の向上を図るため、のぞみの園に、学識経験者、施設利用者の家族及び地域代表等からなる運営懇談会を置く。

2 のぞみの園が提供する福祉サービスについて、第三者評価機関による第三者評価を実施し、評価結果を公表するとともにサービス内容に反映させる。

3 第1項及び第2項の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

第3章 業務の受託及び委託の基準

(業務の受託)

第10条 のぞみの園は、国、地方公共団体、公益法人その他の団体等の業務を受託できるものとする。

2 前項の受託は、第4条に掲げる業務の範囲において、その業務に支障のない場合に限り行うものとする。

3 のぞみの園は、第1項の定めるところにより、業務を受託しようとするときは、当該業務を委託しようとする者と業務の受託に関する契約を締結するものとする。

(受託契約)

第11条 前条の業務の受託契約においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 受託業務の名称
- (2) 受託業務の目的
- (3) 受託業務の実施方法
- (4) 受託業務の実施に係る経費
- (5) その他必要な事項

(業務受託料)

第12条 業務の受託料の額は、当該業務の実施に要する経費の額を考慮して理事長が定めるものとする。

(業務の委託)

第13条 のぞみの園は、業務の効率的実施のため、第4条に掲げる業務及び経理事務等の業務に付随する補助的業務若しくは間接的業務について、当該業務を的確に行う能力を有する者に委託することができる。

2 のぞみの園は、業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

(委託契約)

第14条 前条の契約においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 委託業務の名称
- (2) 委託業務の目的
- (3) 委託業務の実施方法
- (4) 委託業務の実施に係る経費
- (5) その他必要な事項

(業務委託料)

第15条 のぞみの園は、のぞみの園が業務を委託した受託者に対し、必要に応じて委託料を支払うものとする。

第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(競争入札その他契約に関する基本的事項)

第16条 のぞみの園は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みさせることにより競争に付すものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他別に定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

2 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、のぞみの園の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、のぞみの園が別に定めるものとする。

(会計規程への委任)

第17条 この章に定めるもののほか、入札保証金その他ののぞみの園が行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条に規定する規程で定める。

第5章 業務の成果の普及等の方法

(国等への協力)

第18条 のぞみの園は、国、地方公共団体その他の団体等の求めに応じ、当該団体等の設置する委員会等にのぞみの園の役職員を参画させることができる。

(成果の普及)

第19条 のぞみの園は、次に掲げる方法により、業務の成果の普及を図るものとする。

- (1) 業務の成果に関する報告書を頒布すること
- (2) 業務の成果をのぞみの園のホームページに掲載すること
- (3) 業務の成果に関する講演会等を開催すること
- (4) その他事例に応じて最も適当と認められる方法により普及すること

第6章 施設等の活用

第20条 のぞみの園は、業務の実施に支障がない範囲において、理事長が別に定めるところにより、施設又はその設備の一部を他の者に使用させることができるものとする。

- 2 前項の規定により施設又はその設備を使用させるときは、理事長が別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

第7章 業務運営に関する事項の公表の方法

第21条 のぞみの園は、理事長が別に定めるところにより、のぞみの園の業務運営に関する重要な事項について、官報への公告、のぞみの園のホームページへの掲載その他当該事項の性質により適当と認められる方法により公表するものとする。

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、通則法第28条第1項の規定による厚生労働大臣の認可を受け

た日から施行し、平成１５年１０月１日から適用する。

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、通則法第２８条第１項の規定による厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成１８年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、通則法第２８条第１項の規定による厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成１８年１０月１日から適用する。

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、通則法第２８条第１項の規定による厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成２０年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、通則法第２８条第１項の規定による厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成２４年７月３１日から適用する。

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、通則法第２８条第１項の規定による厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、通則法第２８条第１項の規定による厚生労働大臣の認可を受け

た日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。

附 則

（施行期日）

第１条 この業務方法書の変更は、改正協定が日本国において効力を生じる日から施行する。

第２条 第１６条第２項の変更の施行の際施行の日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、変更前の同項の規定は、同項の変更の施行後も、なおその効力を有する。